

紹介手数料返戻金について

採用された人材が貴社に入社した後、明らかに本人の責により解雇となった場合、または自己都合により勤務後 3 か月以内に退職した場合、受領した紹介手数料の内、下記の金額を返還致します。

在籍期間 1 か月未満 紹介手数料×90%

在籍期間 2 か月未満 紹介手数料×60%

在籍期間 3 か月未満 紹介手数料×30%

但し、返戻金制度は有料職業紹介契約書等により、別の定めをする場合があります